

町・県民税申告に関するフローチャート

スタート

※フローチャートは一般的な例を示したものとなります。

令和6年1月1日の時点で津南町に住んでいましたか？
※町民税・県民税の賦課基準日は、毎年1月1日となっています。

いいえ
はい

令和6年1月1日現在、居住していた市区町村にお問い合わせください。

はい

令和5年1月1日から12月31日の間に、収入がありますか？
※遺族年金・障害年金・雇用保険等の非課税所得は含みません。

いいえ
はい

町・県民税申告書の裏面にある「16 収入がなかった人の記入欄」を記入して申告書を提出してください。

はい

令和5年中の主な収入は、次のどの収入ですか？

給与収入

年金収入

給与・年金以外の所得
(営業・農業・不動産・一時所得など)

年末調整をしていますか？

いいえ
はい

所得税の確定申告が
必要です

はい

公的年金等の収入は
400万円以上ですか？

いいえ
はい

所得税の確定申告または
町・県民税の申告が**必要です**

給与以外の所得
(営業・農業・不動産 など)
がありますか？

いいえ
はい

2か所以上から給与の
支払いを受けていますか？

いいえ
はい

公的年金等以外の所得が
ありますか？

いいえ
はい

公的年金等以外の所得金額が
20万円を超えていますか？

給与以外の所得金額が
20万円を超えていますか？

いいえ
はい

所得税の確定申告が
必要です

給与または公的年金等の源泉徴収票に記載のない
所得控除(扶養・社会保険料・生命保険料・医療費控除など)を
追加しますか？

いいえ
はい

町・県民税の申告が
必要です

いいえ
はい

町・県民税の申告は
不要です

いいえ
はい

所得税の確定申告が
必要です

- フローチャートで申告不要となった場合でも、以下に該当するかは所得税の確定申告、もしくは町・県民税の申告が必要になります。
- 所得税の還付をうける
- 所得・課税証明書の交付を必要とする
- 介護サービス・福祉施策をうける

※確定申告をされるかたや、上記に該当せず町・県民税の申告が不要なかたは町・県民税申告書(緑色)の提出は不要です。

【町・県民税申告の手引き】

町・県民税申告の手引きが必要な方は、町ホームページからダウンロードしていただくか役場税務町民課税務班までご連絡ください。また、手引きは役場税務町民課窓口(役場1階 2番窓口)に備え付けてあります。